

法務省民二第534号

令和5年3月28日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について (通達)

民法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第24号) 及び不動産登記規則等の一部を改正する省令 (令和5年法務省令第6号) の施行等に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 登記官は、令第22条第1項に規定する登記識別情報に関する証明（登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明を除く。）の請求があった場合において、提供された登記識別情報が請求に係る登記についてのものであり、かつ、失効していないときは、請求に係る登記を表示した上、「上記の登記について令和何年何月何日受付第何号の請求により提供された登記識別情報は、当該登記に係るものであり、失効していないことを証明する。」旨の認証文を付すものとする。ただし、有効であることの証明ができないときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める認証文を付して、有効であることの証明ができない理由を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 請求に係る登記があり、かつ、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が失効していないが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報と提供された登記識別情報が一致しないとき。「上記の登記について令和何年何月何日受付第何号の請</p>	<p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 登記官は、令第22条第1項に規定する登記識別情報に関する証明（登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明を除く。）の請求があった場合において、提供された登記識別情報が請求に係る登記についてのものであり、かつ、失効していないときは、請求に係る登記を表示した上、「上記の登記について平成何年何月何日受付第何号の請求により提供された登記識別情報は、当該登記に係るものであり、失効していないことを証明する。」旨の認証文を付すものとする。ただし、有効であることの証明ができないときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める認証文を付して、有効であることの証明ができない理由を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 請求に係る登記があり、かつ、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が失効していないが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報と提供された登記識別情報が一致しないとき。「上記の登記について平成何年何月何日受付第何号の請</p>

求により提供された登記識別情報は、正しい登記識別情報と一致しません。」

(2) [略]

(3) 請求に係る登記があるが、請求人が登記名義人又はその一般承継人であることが確認することができないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る令和何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求人は、請求人としての適格があると認められません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(4) 請求に係る登記がないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る令和何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求に係る登記はありません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

求により提供された登記識別情報は、正しい登記識別情報と一致しません。」

(2) [同左]

(3) 請求に係る登記があるが、請求人が登記名義人又はその一般承継人であることが確認することができないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求人は、請求人としての適格があると認められません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(4) 請求に係る登記がないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求に係る登記はありません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(5) [略]

2 [略]

(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。「上記の登記に係る令和何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。

当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。

注) この証明は、上記請求において登記識別情報が提供されていないため、当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していない事実のみを証明するものであり、特定の登記識別情報が当該登記に係る登記識別情報として有効であることを証明するものではありません。」

(2) 請求に係る登記があるが、請求人が登記名義人又はその一般承継人であることが確認することができないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る令和何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求人は、請求人としての適格があると認められません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した

(5) [同左]

2 [同左]

(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。「上記の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。

当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。

注) この証明は、上記請求において登記識別情報が提供されていないため、当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していない事実のみを証明するものであり、特定の登記識別情報が当該登記に係る登記識別情報として有効であることを証明するものではありません。」

(2) 請求に係る登記があるが、請求人が登記名義人又はその一般承継人であることが確認することができないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求人は、請求人としての適格があると認められません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した

書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(3) 請求に係る登記がないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る令和何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求に係る登記はありません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(4) [略]

3・4 [略]

(土地所在図等の除却)

第58条 [略]

2 前項の閉鎖した図面は、その左側上部に「令和何年何月何日除却」と記載し、閉鎖土地図面つづり込み帳、閉鎖地役権図面つづり込み帳又は閉鎖建物図面つづり込み帳に除却の日付の順序に従ってつづり込むものとする。

書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(3) 請求に係る登記がないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、請求に係る登記はありません。」

(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。

(4) [同左]

3・4 [同左]

(土地所在図等の除却)

第58条 [同左]

2 前項の閉鎖した図面は、その左側上部に「平成何年何月何日除却」と記載し、閉鎖土地図面つづり込み帳、閉鎖地役権図面つづり込み帳又は閉鎖建物図面つづり込み帳に除却の日付の順序に従ってつづり込むものとする。

3 [略]

(土地の表題部の変更の登記又は更正の登記の記録)

第73条 地番、地目又は地積に関する変更の登記又は更正の登記をする場合において、登記記録の表題部の原因及びその日付欄の記録をするときは、変更し、又は更正すべき事項の種類に応じて、当該変更又は更正に係る該当欄の番号を登記原因及びその日付の記録に冠記してするものとする。例えば、地目の変更をするときは、登記原因及びその日付に②を冠記するものとし、一の申請情報によって地目の変更の登記と地積の更正の登記の申請があった場合において、これらに基づいて登記をするときは、原因及びその日付欄に、それぞれの登記原因及びその日付に②及び③を冠記して、「②令和何年何月何日地目変更③錯誤」のように記録するものとする。

(附属建物の変更の登記の記録方法等)

第94条 [略]

2 前項の場合において、表題部に登記原因及びその日付を記録するときは、変更し、又は更正すべき事項の種類に応じて、登記原因及びその日付の記録に当該変更又は更正に係る該当欄の番号を冠記してするものと

3 [同左]

(土地の表題部の変更の登記又は更正の登記の記録)

第73条 地番、地目又は地積に関する変更の登記又は更正の登記をする場合において、登記記録の表題部の原因及びその日付欄の記録をするときは、変更し、又は更正すべき事項の種類に応じて、当該変更又は更正に係る該当欄の番号を登記原因及びその日付の記録に冠記してするものとする。例えば、地目の変更をするときは、登記原因及びその日付に②を冠記するものとし、一の申請情報によって地目の変更の登記と地積の更正の登記の申請があった場合において、これらに基づいて登記をするときは、原因及びその日付欄に、それぞれの登記原因及びその日付に②及び③を冠記して、「②平成何年何月何日地目変更③錯誤」のように記録するものとする。

(附属建物の変更の登記の記録方法等)

第94条 [同左]

2 前項の場合において、表題部に登記原因及びその日付を記録するときは、変更し、又は更正すべき事項の種類に応じて、登記原因及びその日付の記録に当該変更又は更正に係る該当欄の番号を冠記してするものと

する。例えば、増築による床面積に関する変更の登記をするときは、原因及びその日付欄に、「③令和何年何月何日増築」のように記録するものとする。

3 [略]

(合体による変更の登記の記録方法)

第95条 主たる建物と附属建物の合体による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合において、表題部に登記原因及びその日付を記録するときは、主たる建物の床面積の変更については、原因及びその日付欄に、登記原因及びその日付の記録に床面積欄の番号を冠記して、「③令和何年何月何日附属建物合体（又は「増築及び附属建物合体）」のように記録し、附属建物の表題部の抹消については、「令和何年何月何日主たる建物に合体」と記録しなければならない。2以上の附属建物の合体による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合についても、同様とする。

(附属建物がある主たる建物の滅失による表題部の変更の登記の記録方法)

第102条 附属建物がある主たる建物の滅失による表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合には、

する。例えば、増築による床面積に関する変更の登記をするときは、原因及びその日付欄に、「③平成何年何月何日増築」のように記録するものとする。

3 [同左]

(合体による変更の登記の記録方法)

第95条 主たる建物と附属建物の合体による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合において、表題部に登記原因及びその日付を記録するときは、主たる建物の床面積の変更については、原因及びその日付欄に、登記原因及びその日付の記録に床面積欄の番号を冠記して、「③平成何年何月何日附属建物合体（又は「増築及び附属建物合体）」のように記録し、附属建物の表題部の抹消については、「平成何年何月何日主たる建物に合体」と記録しなければならない。2以上の附属建物の合体による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合についても、同様とする。

(附属建物がある主たる建物の滅失による表題部の変更の登記の記録方法)

第102条 附属建物がある主たる建物の滅失による表題部の登記事項に関する変更の登記をする場合には、

表題部の主たる建物の表示欄の原因及びその日付欄に滅失の登記原因及びその日付を記録し、当該表示欄に主たる建物となるべき附属建物に関する種類、構造及び床面積を記録し、当該原因及びその日付欄に「令和何年何月何日主たる建物に変更」のように記録するものとする。この場合には、当該附属建物の表示欄の原因及びその日付欄に「令和何年何月何日主たる建物に変更」のように記録して、当該附属建物についての従前の登記事項を抹消するものとする。

(共用部分である旨の登記における記録方法等)

第103条 共用部分である旨の登記をするときは、原因及びその日付欄に「令和何年何月何日規約設定」及び「共用部分」のように記録するものとする。ただし、当該共用部分が法第58条第1項第1号に掲げるものである場合には、「令和何年何月何日規約設定」及び「家屋番号何番、何番の共用部分」のように記録するものとする。

2 団地共用部分である旨の登記をするときは、その団地共用部分を共用すべき者の所有する建物の所在及び家屋番号又はその建物が属する一棟の建物の所在並びに構造及び床面積若しくはその名称を記録した上、原因及びその日付欄に「令和何年何月何日団地規約設定

表題部の主たる建物の表示欄の原因及びその日付欄に滅失の登記原因及びその日付を記録し、当該表示欄に主たる建物となるべき附属建物に関する種類、構造及び床面積を記録し、当該原因及びその日付欄に「平成何年何月何日主たる建物に変更」のように記録するものとする。この場合には、当該附属建物の表示欄の原因及びその日付欄に「平成何年何月何日主たる建物に変更」のように記録して、当該附属建物についての従前の登記事項を抹消するものとする。

(共用部分である旨の登記における記録方法等)

第103条 共用部分である旨の登記をするときは、原因及びその日付欄に「平成何年何月何日規約設定」及び「共用部分」のように記録するものとする。ただし、当該共用部分が法第58条第1項第1号に掲げるものである場合には、「平成何年何月何日規約設定」及び「家屋番号何番、何番の共用部分」のように記録するものとする。

2 団地共用部分である旨の登記をするときは、その団地共用部分を共用すべき者の所有する建物の所在及び家屋番号又はその建物が属する一棟の建物の所在並びに構造及び床面積若しくはその名称を記録した上、原因及びその日付欄に「平成何年何月何日団地規約設定

」及び「団地共用部分」のように記録するものとする。

3 法第58条第4項の規定により権利に関する登記を抹消する場合には、「令和何年何月何日不動産登記法第58条第4項の規定により抹消」のように記録するものとする。

4 共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を廃止したことによる建物の表題登記をする場合には、原因及びその日付欄に「令和何年何月何日共用部分（又は団地共用部分）の規約廃止」のように記録するものとし、共用部分である旨又は団地共用部分である旨を抹消するときは、その登記原因及びその日付の記録を要しない。

（許可書が到達した場合の処理）

第106条 [略]

2 [略]

3 規則第151条の規定により許可の年月日を記録する場合には、「令和何年何月何日登記官の過誤につき法務局長の更正許可」のように記録するものとする。

（職権による登記の抹消の公告）

第108条 法第71条第2項の公告の内容は、次の例

」及び「団地共用部分」のように記録するものとする。

3 法第58条第4項の規定により権利に関する登記を抹消する場合には、「平成何年何月何日不動産登記法第58条第4項の規定により抹消」のように記録するものとする。

4 共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を廃止したことによる建物の表題登記をする場合には、原因及びその日付欄に「平成何年何月何日共用部分（又は団地共用部分）の規約廃止」のように記録するものとし、共用部分である旨又は団地共用部分である旨を抹消するときは、その登記原因及びその日付の記録を要しない。

（許可書が到達した場合の処理）

第106条 [同左]

2 [同左]

3 規則第151条の規定により許可の年月日を記録する場合には、「平成何年何月何日登記官の過誤につき法務局長の更正許可」のように記録するものとする。

（職権による登記の抹消の公告）

第108条 法第71条第2項の公告の内容は、次の例

によるものとする。

何市何町何丁目何番の土地の令和何年何月何日受付第何号の何登記（登記権利者何某、登記義務者何某）は、不動産登記法第25条第1号（第2号、第3号又は第13号（不動産登記令第20条第何号））に該当するので、本日から2週間以内に書面による異議の申述がないときは、抹消します。

令和何年何月何日 何法務局何出張所

（各種通知簿の記載）

第117条 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第157条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項（規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。）、第159条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第168条第5項（規則第170条第3項において準用する場合を含む。）、第183条第1項及び第4項、第184条第1項、第185条第2項、第186条並びに第187条の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

によるものとする。

何市何町何丁目何番の土地の平成何年何月何日受付第何号の何登記（登記権利者何某、登記義務者何某）は、不動産登記法第25条第1号（第2号、第3号又は第13号（不動産登記令第20条第何号））に該当するので、本日から2週間以内に書面による異議の申述がないときは、抹消します。

平成何年何月何日 何法務局何出張所

（各種通知簿の記載）

第117条 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第157条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項（規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。）、第159条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第168条第5項（規則第170条第3項において準用する場合を含む。）、第183条第1項、第184条第1項、第185条第2項、第186条並びに第187条の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

(通知書の様式)

第118条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。

(1)～(13) [略]

(14) 規則第183条第1項第3号の通知（買戻しの特約に関する登記の抹消における当該登記の登記名義人であった者に対する通知） 別記第81号の2様式

(15) 規則第183条第4項の通知（所有権の更正の登記における登記義務者に対する通知） 別記第81号の3様式

(16) 規則第184条第1項の通知（処分の制限の登記における通知） 別記第82号様式

(17) 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であって、次に掲げるもの
ア～ウ [略]

(管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等)

第119条 [略]

2・3 [略]

(通知書の様式)

第118条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。

(1)～(13) [同左]

[新設]

[新設]

(14) 規則第184条第1項の通知（処分の制限の登記における通知） 別記第82号様式

(15) 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であって、次に掲げるもの
ア～ウ [同左]

(管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等)

第119条 [同左]

2・3 [同左]

4 登記官は、前項の通知を受けた場合には、第1項の記載の次に変更事項を記載して、変更前の事項を朱抹し、備考欄に「令和何年何月何日変更」と記載して、登記官印を押印するものとする。

(通知書等の返戻の場合の措置)

第121条 登記官は、第118条第1号から第4号まで及び第12号から第16号までの通知書が返戻された場合には、その旨を各種通知簿の備考欄に記載し、その通知書を通知に係る登記申請書又は許可書の次につづり込むものとする。

2 [略]

(電子申請における印紙等による納付)

第124条 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）第21条及び第23条第1項の登記機関の定める書類（以下「登録免許税納付用紙」という。）は、別記第89号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

2～4 [略]

4 登記官は、前項の通知を受けた場合には、第1項の記載の次に変更事項を記載して、変更前の事項を朱抹し、備考欄に「平成何年何月何日変更」と記載して、登記官印を押印するものとする。

(通知書等の返戻の場合の措置)

第121条 登記官は、第118条第1号から第4号まで及び第12号から第14号までの通知書が返戻された場合には、その旨を各種通知簿の備考欄に記載し、その通知書を通知に係る登記申請書又は許可書の次につづり込むものとする。

2 [同左]

(電子申請における印紙等による納付)

第124条 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する税法第21条から第23条までの登記機関の定める書類（以下「登録免許税納付用紙」という。）は、別記第89号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

2～4 [同左]

別記第1号（第2条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第1号（第2条関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第2号（第2条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局 出張所
登記官 職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何法務局何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何法務局何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第2号（第2条関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局 出張所
登記官 職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何法務局何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何法務局何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第3号（第3条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局長 職印

管轄登記所指定書

令和何年何月何日付け日記第何号をもって請求のあった管轄登記所の指定の件については、貴庁を管轄登記所に指定します。

別記第3号（第3条関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局長 職印

管轄登記所指定書

平成何年何月何日付け日記第何号をもって請求のあった管轄登記所の指定の件については、貴庁を管轄登記所に指定します。

別記第4号（第4条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記建物について、えい行移転による不動産所在事項に関する変更の登記の申請があったので、不動産登記事務取扱手続準則第4条第2項の規定により、通知します。

記

変更前の建物	変更後の建物
所有者又は所有権 登記名義人の氏名等	

(注) 通知事項の記載は、申請書の写しの添付で代えることができる。

別記第4号（第4条第2項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記建物について、えい行移転による不動産所在事項に関する変更の登記の申請があったので、不動産登記事務取扱手続準則第4条第2項の規定により、通知します。

記

変更前の建物	変更後の建物
所有者又は所有権 登記名義人の氏名等	

(注) 通知事項の記載は、申請書の写しの添付で代えることができる。

別記第5号（第6条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長 職印

事務停止意見書

登記所の事務の停止について、不動産登記事務取扱手続準則第6条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

次に掲げる登記所の事務を停止するのが相当と考える。

登記所名

事務停止を必要とする理由

事務停止期間

別記第5号（第6条第2項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長 職印

事務停止意見書

登記所の事務の停止について、不動産登記事務取扱手続準則第6条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

次に掲げる登記所の事務を停止するのが相当と考える。

登記所名

事務停止を必要とする理由

事務停止期間

別記第6号（第7条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

当庁登記官交替による事務の引継ぎに伴い、登記簿その他の帳簿等の調査をしたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

別記第6号（第7条第2項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

当庁登記官交替による事務の引継ぎに伴い、登記簿その他の帳簿等の調査をしたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

別記第7号（第8条第3項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

移 送 書

令和何年何月何日管轄転属があったので、別紙目録記載の登記記録等を移送します。

別記第7号（第8条第3項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

移 送 書

平成何年何月何日管轄転属があったので、別紙目録記載の登記記録等を移送します。

目 録

土地の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	筆 数
何	何	筆
何	何	筆
合 計		筆

建物の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	個 数
合 計		

目録等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

地図、建物所在図又は地図に準ずる図面

市区郡町村	大字 (字)	枚 数		
		地 図	建物所在図	地図に準ずる図面

土地所在図等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

申請書等

年度又は種類等	通 数	年度又は種類等	通 数

目 録

土地の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	筆 数
何	何	筆
何	何	筆
合 計		筆

建物の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	個 数
合 計		

目録等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

地図、建物所在図又は地図に準ずる図面

市区郡町村	大字 (字)	枚 数		
		地 図	建物所在図	地図に準ずる図面

土地所在図等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

申請書等

年度又は種類等	通 数	年度又は種類等	通 数

別記第 8 号 (第 8 条第 4 項関係)

日 記 第 号
金和 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局 出張所
登記官 職印

受 領 書

金和何年何月何日付け日記第何号をもって移送を受けた別紙目録記載の登記記録等を受領しました。

別記第 8 号 (第 8 条第 4 項関係)

日 記 第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局 出張所
登記官 職印

受 領 書

平成何年何月何日付け日記第何号をもって移送を受けた別紙目録記載の登記記録等を受領しました。

別記第9号（第8条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

管轄転属に伴う登記記録等の引継ぎを別紙受領書（移送書）のとおり令和何年何月何日に完了したので、報告します。

別記第9号（第8条第5項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

管轄転属に伴う登記記録等の引継ぎを別紙受領書（移送書）のとおり平成何年何月何日に完了したので、報告します。

別記第10号（第11条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

移 送 書

貴庁に管轄指定のあった下記建物の登記申請書類を不動産登記規則第40条第1項の規定により、移送します。

記

別記第10号（第11条第1項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

移 送 書

貴庁に管轄指定のあった下記建物の登記申請書類を不動産登記規則第40条第1項の規定により、移送します。

記

別記第12号（第14条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

不動産登記事務取扱手続準則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

地番 区域名	枚数	地図等の種類	送付年月日 (備付年月日)	備考
〇〇	〇〇枚	国土調査による地籍図	令和5.3.17 備付	地図
〇〇	〇〇枚	土地改良登記令による土地全部の所在図	令和5.3.24 送付	地図

(注) 備考欄には、①法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の別、②地図として備え付けることが適当でない場合には、その事由、③第13条第2項に該当する場合には、その旨を、それぞれ記載すること。

別記第12号（第14条関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

不動産登記事務取扱手続準則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

地番 区域名	枚数	地図等の種類	送付年月日 (備付年月日)	備考
〇〇	〇〇枚	国土調査による地籍図	平成17.3.18 備付	地図
〇〇	〇〇枚	土地改良登記令による土地全部の所在図	平成17.3.23 送付	地図

(注) 備考欄には、①法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の別、②地図として備え付けることが適当でない場合には、その事由、③第13条第2項に該当する場合には、その旨を、それぞれ記載すること。

別記第29号（第18条第17号関係）

登記帳簿			
年度			
保存簿 番号	第 号	保 存 終 期	金 租 年 月 日
名 称			
庁 名			
		法務局	出張所

別記第29号（第18条第17号関係）

登記帳簿			
年度			
保存簿 番号	第 号	保 存 終 期	平 成 年 月 日
名 称			
庁 名			
		法務局	出張所

別記第31号（第23条関係）

日記第 号
 令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
 登記官 職印

帳簿等の廃棄認可申請書

下記（又は別紙目録）の帳簿等は、保存期間を経過したので、廃棄につき認可を申請します。

記

年度	名称	冊数	保存期間	保存始期	備考
				保存終期	

別記第31号（第23条関係）

日記第 号
 平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
 登記官 職印

帳簿等の廃棄認可申請書

下記（又は別紙目録）の帳簿等は、保存期間を経過したので、廃棄につき認可を申請します。

記

年度	名称	冊数	保存期間	保存始期	備考
				保存終期	

別記第32号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

登記記録の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第32号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

登記記録の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第33号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

地図等の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第33号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

地図等の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第34号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある登記記録に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

（注） 不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。

別記第34号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある登記記録に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

（注） 不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。

(別紙)

市区郡町村	大字(字)	土地又は建物の別	地番(又は家屋番号)	筆個数
何	何	土地	何番、何番、何番、何番	何筆
何	何	土地	何番、何番何、何番何、何番、何番	何筆
何	何	土地	何番から何番 何番何、何番	何筆
何	何	建物	何番、何番、何番、何番	何個
何	何	建物	何番、何番の何、何番の何、何番、何番	何個

(別紙)

市区郡町村	大字(字)	土地又は建物の別	地番(又は家屋番号)	筆個数
何	何	土地	何番、何番、何番、何番	何筆
何	何	土地	何番、何番何、何番何、何番、何番	何筆
何	何	土地	何番から何番 何番何、何番	何筆
何	何	建物	何番、何番、何番、何番	何個
何	何	建物	何番、何番の何、何番の何、何番、何番	何個

別記第35号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある地図等に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第35号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある地図等に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第36号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する報告書
不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記簿の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第36号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する報告書
不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記簿の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第37号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

登記記録の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第37号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

登記記録の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第38号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

地図等の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第38号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

地図等の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第39号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記記録に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調査の結果及び意見	

（注）不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。この場合には、別記第34号様式に準ずる。

別記第39号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記記録に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調査の結果及び意見	

（注）不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。この場合には、別記第34号様式に準ずる。

別記第40号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある地図等に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管 轄 登 記 所 名	
滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

別記第40号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある地図等に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管 轄 登 記 所 名	
滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

別記第41号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管 轄 登 記 所 名	
滅失のおそれがある登記簿の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

別記第41号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管 轄 登 記 所 名	
滅失のおそれがある登記簿の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

別記第42号（第25条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

登記簿等持出報告書

不動産登記規則第31条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持出場所	
登記簿等の現況	

別記第42号（第25条第5項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

登記簿等持出報告書

不動産登記規則第31条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持出場所	
登記簿等の現況	

別記第42号の2（第28条第1項第1号関係）

日記第 号

決 定
住所
申請人

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件は、
不動産登記法第25条第 号の規定により却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第42号の2（第28条第1項第1号関係）

日記第 号

決 定
住所
申請人

平成何年何月何日受付第何号登記申請事件は、
不動産登記法第25条第 号の規定により却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第42号の3（第28条第1項第2号関係）

日記第 号

決 定

住所
申請人

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件は、
動産登記法第25条第 号の規定により却下する。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官 職印

別記第46号（第32条第1項関係）

約6cm

約2cm	受 付	和 年 月 日
		第 号

別記第42号の3（第28条第1項第2号関係）

日記第 号

決 定

住所
申請人

平成何年何月何日受付第何号登記申請事件は、
動産登記法第25条第 号の規定により却下する。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官 職印

別記第46号（第32条第1項関係）

約6cm

約2cm	受 付	平 成 年 月 日
		第 号

別記第5 1号（第3 3条第3項関係）

本人確認調書

調査年月日	令和 年 月 日
調査担当者	◎
調査対象の登記	受付の年月日【令和 年 月 日】 受付番号【第 号】 登記の目的【 】
調査対象者 (申請人)	住所 氏名 ----- <input type="checkbox"/> 登記義務者 <input type="checkbox"/> 登記権利者 <input type="checkbox"/> その他()
申請人となるべき者 以外の者が申請して いると疑うに足る 相当の理由の概要	
調査	調査の相手方 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 資格者代理人(氏名) <input type="checkbox"/> その他()
	調査方法 <input type="checkbox"/> 面談による調査(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 電話による事情聴取(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 資料の提出 <input type="checkbox"/> その他()
内容	確認資料 <input type="checkbox"/> 原本 (注1) <input type="checkbox"/> 写し (注1)
	①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 ----- ⑦被保険者証(注3・注4) ⑧共済組合員証(注4) ⑨基礎年金番号通知書(注5) ----- ◎その他()
調査結果	申請の権限の有無の判断 申請の権限が <input type="checkbox"/> あり。 <input type="checkbox"/> なし。
理由	
証拠資料	<input type="checkbox"/> 確認資料の写し(注1) <input type="checkbox"/> その他()

- (注1) 確認した資料の番号を記載する。
 (注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
 (注3) 被保険者証の種類を記載する。
 (注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
 (注5) 写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第5 1号（第3 3条第3項関係）

本人確認調書

調査年月日	平成 年 月 日
調査担当者	◎
調査対象の登記	受付の年月日【平成 年 月 日】 受付番号【第 号】 登記の目的【 】
調査対象者 (申請人)	住所 氏名 ----- <input type="checkbox"/> 登記義務者 <input type="checkbox"/> 登記権利者 <input type="checkbox"/> その他()
申請人となるべき者 以外の者が申請して いると疑うに足る 相当の理由の概要	
調査	調査の相手方 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 資格者代理人(氏名) <input type="checkbox"/> その他()
	調査方法 <input type="checkbox"/> 面談による調査(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 電話による事情聴取(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 資料の提出 <input type="checkbox"/> その他()
内容	確認資料 <input type="checkbox"/> 原本 (注1) <input type="checkbox"/> 写し (注1)
	①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 ----- ⑦被保険者証(注3・注4) ⑧共済組合員証(注4) ⑨基礎年金番号通知書(注5) ----- ◎その他()
調査結果	申請の権限の有無の判断 申請の権限が <input type="checkbox"/> あり。 <input type="checkbox"/> なし。
理由	
証拠資料	<input type="checkbox"/> 確認資料の写し(注1) <input type="checkbox"/> その他()

- (注1) 確認した資料の番号を記載する。
 (注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
 (注3) 被保険者証の種類を記載する。
 (注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
 (注5) 写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第52号（第34条第2項関係）

法務局 出張所登記官 殿

日記第
令和 年 月 日

法務局 出張所 登記官

嘱 託 書

不動産登記法第24条第2項の規定により、下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。

記

- 1 本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は名称
- 2 申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由の概要
- 3 添付書面の表示

別記第52号（第34条第2項関係）

法務局 出張所登記官 殿

日記第
平成 年 月 日

法務局 出張所 登記官

嘱 託 書

不動産登記法第24条第2項の規定により、下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。

記

- 1 本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は名称
- 2 申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由の概要
- 3 添付書面の表示

別記第53号（第35条第2項関係）

不正登記防止申出書

申出年月日	令和 年 月 日	申出番号			
申出人の表示	住所 氏名 ㊟ <input type="checkbox"/> 登記名義人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他() 連絡先(自宅・携帯・勤務先) () -				
代理人の表示	住所 代理資格 氏名 ㊟ 連絡先(自宅・携帯・勤務先) () -				
委任による代理人による理由	別添委任状に記載した理由により、申請人が登記所に出頭できない。				
種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号	
1 <input type="checkbox"/> 土地 2 <input type="checkbox"/> 建物					
3 <input type="checkbox"/> 土地 4 <input type="checkbox"/> 建物					
5 <input type="checkbox"/> 土地 6 <input type="checkbox"/> 建物					
申出の事由	令和 年 月 日 ころ、所有者(登記名義人)の が、①盗難にあった ②不正に交付された ③その 他() ため、不正な登記の申請がされるおそれ があるので、上記不動産に対して登記の申請があった場合は、連絡願います。				
被害届・告訴の有無等	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月 日 被害届・告訴 警察署) <input type="checkbox"/> 無				
対応期間	申出の日から3か月(令和 年 月 日まで)				
上記のとおり申出します。					
法務局(地方法務局)			支局 御中 出張所		

別記第53号（第35条第2項関係）

不正登記防止申出書

申出年月日	平成 年 月 日	申出番号			
申出人の表示	住所 氏名 ㊟ <input type="checkbox"/> 登記名義人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他() 連絡先(自宅・携帯・勤務先) () -				
代理人の表示	住所 代理資格 氏名 ㊟ 連絡先(自宅・携帯・勤務先) () -				
委任による代理人による理由	別添委任状に記載した理由により、申請人が登記所に出頭できない。				
種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号	
1 <input type="checkbox"/> 土地 2 <input type="checkbox"/> 建物					
3 <input type="checkbox"/> 土地 4 <input type="checkbox"/> 建物					
5 <input type="checkbox"/> 土地 6 <input type="checkbox"/> 建物					
申出の事由	平成 年 月 日 ころ、所有者(登記名義人)の が、①盗難にあった ②不正に交付された ③その 他() ため、不正な登記の申請がされるおそれ があるので、上記不動産に対して登記の申請があった場合は、連絡願います。				
被害届・告訴の有無等	<input type="checkbox"/> 有 (平成 年 月 日 被害届・告訴 警察署) <input type="checkbox"/> 無				
対応期間	申出の日から3か月(平成 年 月 日まで)				
上記のとおり申出します。					
法務局(地方法務局)			支局 御中 出張所		

(継続用紙)

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
7 <input type="checkbox"/> 土地 8 <input type="checkbox"/> 建物				
9 <input type="checkbox"/> 土地 10 <input type="checkbox"/> 建物				
11 <input type="checkbox"/> 土地 12 <input type="checkbox"/> 建物				
13 <input type="checkbox"/> 土地 14 <input type="checkbox"/> 建物				
15 <input type="checkbox"/> 土地 16 <input type="checkbox"/> 建物				
17 <input type="checkbox"/> 土地 18 <input type="checkbox"/> 建物				
19 <input type="checkbox"/> 土地 20 <input type="checkbox"/> 建物				
21 <input type="checkbox"/> 土地 22 <input type="checkbox"/> 建物				
23 <input type="checkbox"/> 土地 24 <input type="checkbox"/> 建物				
25 <input type="checkbox"/> 土地 26 <input type="checkbox"/> 建物				
27 <input type="checkbox"/> 土地 28 <input type="checkbox"/> 建物				
29 <input type="checkbox"/> 土地 30 <input type="checkbox"/> 建物				

(継続用紙)

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
7 <input type="checkbox"/> 土地 8 <input type="checkbox"/> 建物				
9 <input type="checkbox"/> 土地 10 <input type="checkbox"/> 建物				
11 <input type="checkbox"/> 土地 12 <input type="checkbox"/> 建物				
13 <input type="checkbox"/> 土地 14 <input type="checkbox"/> 建物				
15 <input type="checkbox"/> 土地 16 <input type="checkbox"/> 建物				
17 <input type="checkbox"/> 土地 18 <input type="checkbox"/> 建物				
19 <input type="checkbox"/> 土地 20 <input type="checkbox"/> 建物				
21 <input type="checkbox"/> 土地 22 <input type="checkbox"/> 建物				
23 <input type="checkbox"/> 土地 24 <input type="checkbox"/> 建物				
25 <input type="checkbox"/> 土地 26 <input type="checkbox"/> 建物				
27 <input type="checkbox"/> 土地 28 <input type="checkbox"/> 建物				
29 <input type="checkbox"/> 土地 30 <input type="checkbox"/> 建物				

別記第54号（第37条第2項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

令和 年 月 日
法務局 出張所
登記官 職符

記

登 記 識 別 情 報

符号

別記第54号（第37条第2項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

平成 年 月 日
法務局 出張所
登記官 職符

記

登 記 識 別 情 報

符号

別記第55号（第43条第1項、第118条第1号關係）

<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<hr/>	
本人限定受取（特）	

別記第55号（第43条第1項、第118条第1号關係）

<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<hr/>	
本人限定受取（特）	

(電子申請の場合)

文書第 号
令和 年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局 出張所

登記官



下記のとおり登記の申請がありましたので、不動産登記法第23条第1項の規定に基づき、この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には、申請用総合ソフト等に用意されている「事前通知に基づく申出書」に、通知番号（下記の（6）に記載されています。）、申請番号（到達確認表に表示されています。）及び氏名を入力し、申出書に申請書又は委任状にした電子署名と同じ電子署名をして、 月 日までに、登記・供託オンライン申請システムを利用して送信してください。

記

登記の申請の内容

(1) 不動産所在事項及び不動産番号

(2) 登記の目的

(3) 受付番号

(4) 登記原因

(5) 申請人

(6) 通知番号

※ (注意)

この書面の内容に不明な点がありましたら、直ちに、上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号

(電子申請の場合)

文書第 号
平成 年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局 出張所

登記官



下記のとおり登記の申請がありましたので、不動産登記法第23条第1項の規定に基づき、この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には、申請用総合ソフト等に用意されている「事前通知に基づく申出書」に、通知番号（下記の（6）に記載されています。）、申請番号（到達確認表に表示されています。）及び氏名を入力し、申出書に申請書又は委任状にした電子署名と同じ電子署名をして、 月 日までに、登記・供託オンライン申請システムを利用して送信してください。

記

登記の申請の内容

(1) 不動産所在事項及び不動産番号

(2) 登記の目的

(3) 受付番号

(4) 登記原因

(5) 申請人

(6) 通知番号

※ (注意)

この書面の内容に不明な点がありましたら、直ちに、上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号

(書面申請の場合)

文書第 号
令和 年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何番地
法務局 出張所

登記官 

下記のとおり登記の申請がありましたので、不動産登記法第23条第1項の規定に基づき、この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には、この書面の「回答欄」に氏名を記載し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を押印して、 月 日までに、登記所に持参し、又は返送してください。

記

登記の申請の内容

(1) 不動産所在事項及び不動産番号

(2) 登記の目的

(3) 受付番号

(4) 登記原因

(5) 申請人

(6) 通知番号

事前通知に基づく申出書

回答欄	この登記の申請の内容は真実です。 氏名	印
-----	------------------------	---

※(注意)

なお、この書面の内容に不明な点がありましたら、直ちに、上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号

(書面申請の場合)

文書第 号
平成 年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何番地
法務局 出張所

登記官 

下記のとおり登記の申請がありましたので、不動産登記法第23条第1項の規定に基づき、この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には、この書面の「回答欄」に氏名を記載し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を押印して、 月 日までに、登記所に持参し、又は返送してください。

記

登記の申請の内容

(1) 不動産所在事項及び不動産番号

(2) 登記の目的

(3) 受付番号

(4) 登記原因

(5) 申請人

(6) 通知番号

事前通知に基づく申出書

回答欄	この登記の申請の内容は真実です。 氏名	印
-----	------------------------	---

※(注意)

なお、この書面の内容に不明な点がありましたら、直ちに、上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号

別記第58号（第62条第2項関係）

実地調査書	
不動産所在事項	何市区郡何町村大字何字何 何番の土地
受付(立件)年月日・番号	令和 年 月 日 第 号
調査を要する事項	調査の方法及びその結果
1 ○○○	1
2 ○○○	2
3 ○○○	3
調査年月日 令和 年 月 日	
調査担当者 ⑮	

別記第58号（第62条第2項関係）

実地調査書	
不動産所在事項	何市区郡何町村大字何字何 何番の土地
受付(立件)年月日・番号	平成 年 月 日 第 号
調査を要する事項	調査の方法及びその結果
1 ○○○	1
2 ○○○	2
3 ○○○	3
調査年月日 平成 年 月 日	
調査担当者 ⑮	

別記第59号（郵便はがき）（第63条第2項関係）

催 告 書	
下記の登記を速やかに申請されたく、催告します。	
記	
不動産所在事項及び不動産番号	
申請を要する登記	
根拠法規	
令和 年 月 日	
法務局 出張所 登記官 欄印	
通知第 号	

(注) 根拠法規は、所要の条文のみ記載すること。

別記第60号（第65条第1項関係）

	約6cm	
約2cm	立 件 年 月 日	和 令 年 月 日
	立 件 番 号	第 号

別記第59号（郵便はがき）（第63条第2項関係）

催 告 書	
下記の登記を速やかに申請されたく、催告します。	
記	
不動産所在事項及び不動産番号	
申請を要する登記	
根拠法規	
平成 年 月 日	
法務局 出張所 登記官 欄印	
通知第 号	

(注) 根拠法規は、所要の条文のみ記載すること。

別記第60号（第65条第1項関係）

	約6cm	
約2cm	立 件 年 月 日	平 成 年 月 日
	立 件 番 号	第 号

別記第62号（第104条第1項関係）

登記更正許可申出書	
日記第 号 令和 年 月 日	
法務局長 殿	
法務局 出張所	
登記官	職印
<input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者はない。 <input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者があるが、その承諾がある。	
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請書の謄本（必要な添付書類を含む。） <input type="checkbox"/> 承諾書（注）	
不動産所在事項	更正を要する事項

（注）承諾書の添付を要する場合において、承諾書に本人を確認する書面（印鑑証明書又は運転免許証（写し）等）の添付がないときは、登記官が承諾をすべき者が作成したものであることを確認した内容を記載する。

別記第62号（第104条第1項関係）

登記更正許可申出書	
日記第 号 平成 年 月 日	
法務局長 殿	
法務局 出張所	
登記官	職印
<input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者はない。 <input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者があるが、その承諾がある。	
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請書の謄本（必要な添付書類を含む。） <input type="checkbox"/> 承諾書（注）	
不動産所在事項	更正を要する事項

（注）承諾書の添付を要する場合において、承諾書に本人を確認する書面（印鑑証明書又は運転免許証（写し）等）の添付がないときは、登記官が承諾をすべき者が作成したものであることを確認した内容を記載する。

別記第63号（第104条第3項関係）

登記更正許可（不許可）書	
日記第 号 令和 年 月 日	
法務局 出張所 登記官	殿
法務局長 職印	
下記申出に係る職権による登記の更正を許可する（許可しない）。	
記	
申出書の表示	
日記第 号 令和 年 月 日 法務局 出張所 登記官	
不動産所在事項	更正を要する事項

別記第63号（第104条第3項関係）

登記更正許可（不許可）書	
日記第 号 平成 年 月 日	
法務局 出張所 登記官	殿
法務局長 職印	
下記申出に係る職権による登記の更正を許可する（許可しない）。	
記	
申出書の表示	
日記第 号 平成 年 月 日 法務局 出張所 登記官	
不動産所在事項	更正を要する事項

別記第64号（第107条第1項関係）

約11cm
余 白
約5cm

職 権 抹 消 調 書	
日 記 第 号 全 和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	[職 印]
不動産所在事項	
根拠条文	
<input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第1号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第2号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第3号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第13号（不動産登記令第20条第 号）	
抹消する登記	
登 記 の 目 的	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
登 記 原 因 及 び 所 の 日 付	
申 請 人 の 氏 名 住 所	
抹消する理由	

別記第64号（第107条第1項関係）

約11cm
余 白
約5cm

職 権 抹 消 調 書	
日 記 第 号 平 成 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	[職 印]
不動産所在事項	
根拠条文	
<input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第1号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第2号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第3号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第13号（不動産登記令第20条第 号）	
抹消する登記	
登 記 の 目 的	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
登 記 原 因 及 び 所 の 日 付	
申 請 人 の 氏 名 住 所	
抹消する理由	

別記第65号（第107条第2項関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記の登記は、不動産登記法第25条第1号（第2号、第3号又は第13号（不動産登記令第20条第 号））に該当するので、令和何年何月何日までに異議の申立てがないときは、これを抹消します（同法第71条第1項）。

記

不動産所在事項		
抹消する登記	登記の目的	
	受付年月日 受付番号	
	登記原因及びその日付	
	申請人の 氏名住所	
抹消する理由		(理由を具体的に)

別記第65号（第107条第2項関係）

通知第 号
平成 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記の登記は、不動産登記法第25条第1号（第2号、第3号又は第13号（不動産登記令第20条第 号））に該当するので、平成何年何月何日までに異議の申立てがないときは、これを抹消します（同法第71条第1項）。

記

不動産所在事項		
抹消する登記	登記の目的	
	受付年月日 受付番号	
	登記原因及びその日付	
	申請人の 氏名住所	
抹消する理由		(理由を具体的に)

別記第66号（第109条第1項関係）

日記第 号

決 定

住所
異議申立人

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、令和何年何月何日付けで異議の申立てがありました。その異議は、何何（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下する。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おつて、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官
記

職印

別記第66号（第109条第1項関係）

日記第 号

決 定

住所
異議申立人

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、平成何年何月何日付けで異議の申立てがありました。その異議は、何何（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下する。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おつて、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官
記

職印

別記第67号（第109条第1項関係）

日記第 号

決 定

住所

異議申立人

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、令和何年何月何日付けで異議の申立てがありました。その異議は理由があると認められるので、前記登記は抹消しません。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

記

別記第67号（第109条第1項関係）

日記第 号

決 定

住所

異議申立人

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、平成何年何月何日付けで異議の申立てがありました。その異議は理由があると認められるので、前記登記は抹消しません。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

記

別記第71号（郵便はがき）（第118条第3号関係）

通 知 書	
不動産所在事項又は不動産番号	
登記の目的	
受付年月日 受付番号	
登記原因及びその日付	
錯誤 遺漏 事項	
<p>上記のとおり 錯誤 遺漏 があるので、更正の登記を申請されたく、通知します（不動産登記法第67条第1項）。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: right;">登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第71号（郵便はがき）（第118条第3号関係）

通 知 書	
不動産所在事項又は不動産番号	
登記の目的	
受付年月日 受付番号	
登記原因及びその日付	
錯誤 遺漏 事項	
<p>上記のとおり 錯誤 遺漏 があるので、更正の登記を申請されたく、通知します（不動産登記法第67条第1項）。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: right;">登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第72号（第118条第4号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

下記不動産について、令和何年何月何日受付第何号で登記した何登記の登記事項中「何何」とすべきを「何何」とした誤りがあった（又は「何何」とすべきを遺漏した）ことから令和何年何月何日その登記の更正をしましたので、通知します（不動産登記法第67条第3項）。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

記

別記第72号（第118条第4号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

下記不動産について、平成何年何月何日受付第何号で登記した何登記の登記事項中「何何」とすべきを「何何」とした誤りがあった（又は「何何」とすべきを遺漏した）ことから平成何年何月何日その登記の更正をしましたので、通知します（不動産登記法第67条第3項）。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

記

別記第72号の2（第118条第5号ア関係）

日記第 号

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、 ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第72号の2（第118条第5号ア関係）

日記第 号

決 定

住所
申出人

平成何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、 ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第72号の3（第118条第5号イ関係）

日記第 号

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、
ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第72号の3（第118条第5号イ関係）

日記第 号

決 定

住所
申出人

平成何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、
ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第73号（第118条第6号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記建物の表題登記をしたので、不動産登記規則第40条第3項の規定により、通知
します。

記

別記第73号（第118条第6号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記建物の表題登記をしたので、不動産登記規則第40条第3項の規定により、通知
します。

記

別記第74号（第118条第7号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 

通 知 書

不動産登記規則第110条第3項の規定により次の事項を通知します。

- 1 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
- 2 滅失の原因 令和何年何月何日海没
- 3 登記の目的 土地滅失登記

別記第74号（第118条第7号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 

通 知 書

不動産登記規則第110条第3項の規定により次の事項を通知します。

- 1 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
- 2 滅失の原因 平成何年何月何日海没
- 3 登記の目的 土地滅失登記

別記第75号（第118条第7号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 

通 知 書

不動産登記規則第144条第2項の規定により次の事項を通知します。

- 1 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
- 2 滅失の原因 令和何年何月何日取壊
- 3 登記の目的 建物滅失登記

別記第75号（第118条第7号関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 

通 知 書

不動産登記規則第144条第2項の規定により次の事項を通知します。

- 1 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
- 2 滅失の原因 平成何年何月何日取壊
- 3 登記の目的 建物滅失登記

別記第76号（第118条第8号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

地役権の設定の登記をしたので、不動産登記規則第159条第2項の規定により、下記事項を通知します。

記

- 1 承役地
- 2 要役地
- 3 地役権設定の目的及び範囲
- 4 申請の受付の年月日

別記第76号（第118条第8号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

地役権の設定の登記をしたので、不動産登記規則第159条第2項の規定により、下記事項を通知します。

記

- 1 承役地
- 2 要役地
- 3 地役権設定の目的及び範囲
- 4 申請の受付の年月日

別記第77号（第118条第9号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

地役権の変更の登記（更正の登記又は登記の抹消）をしたので、不動産登記規則第159条第4項の規定により、下記事項を通知します。

記

- 1 承役地
- 2 要役地
- 3 地役権の変更（更正又は消滅）の登記原因及びその日付並びに地役権設定の目的又は範囲についての変更にあつては、地役権設定の目的又は範囲
- 4 申請の受付の年月日

別記第77号（第118条第9号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

地役権の変更の登記（更正の登記又は登記の抹消）をしたので、不動産登記規則第159条第4項の規定により、下記事項を通知します。

記

- 1 承役地
- 2 要役地
- 3 地役権の変更（更正又は消滅）の登記原因及びその日付並びに地役権設定の目的又は範囲についての変更にあつては、地役権設定の目的又は範囲
- 4 申請の受付の年月日

別記第78号（第118条第10号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第168条第5項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地

2 担保権の表示

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第78号（第118条第10号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第168条第5項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地

2 担保権の表示

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第79号（第118条第11号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第170条第3項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地

2 変更した登記の内容

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第79号（第118条第11号関係）

通知第 号
平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第170条第3項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何番の土地

2 変更した登記の内容

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第80号（郵便はがき）（第118条第12号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記事項	
上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第183条第1項第1号）。	
令和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	職印
通知第 号	

別記第80号（郵便はがき）（第118条第12号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記事項	
上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第183条第1項第1号）。	
平成 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	職印
通知第 号	

別記第 8 1 号（郵便はがき）（第 1 1 8 条第 1 3 号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
代位申請人の氏名住所	
代位原因	
受付年月日 受付番号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第 1 8 3 条第 1 項第 2 号）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第 1 5 6 条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: center;">登記官 職印</p>	
通知第 号	

別記第 8 1 号（郵便はがき）（第 1 1 8 条第 1 3 号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
代位申請人の氏名住所	
代位原因	
受付年月日 受付番号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第 1 8 3 条第 1 項第 2 号）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第 1 5 6 条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: center;">登記官 職印</p>	
通知第 号	

別記第81号の2（郵便はがき）（第118条第14号
関係）

[様式を加える。]

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因	
登記申請人の氏名住所	
受付年月日 受付番号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第183条第1項第3号）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）に、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
令和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官 職印	
通知第 号	

別記第81号の3（郵便はがき）（第118条第15号
関係）

[様式を加える。]

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記申請人の氏名住所	
受付年月日 受付番号	
上記のとおり登記の申請がありましたので、通知します（不動産登記規則第183条第4項）。	
令和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	職印
通知第 号	

別記第 8 2 号（郵便はがき）（第 1 1 8 条第 1 6 号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記名義人の氏名住所	
<p>上記の登記をするため職権で所有権保存の登記をしたので、通知します（不動産登記規則第 1 8 4 条第 1 項）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第 1 5 6 条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
令和 年 月 日	
法務局 登記官	出張所 職印
通知第 号	

別記第 8 2 号（郵便はがき）（第 1 1 8 条第 1 4 号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記名義人の氏名住所	
<p>上記の登記をするため職権で所有権保存の登記をしたので、通知します（不動産登記規則第 1 8 4 条第 1 項）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第 1 5 6 条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>	
平成 年 月 日	
法務局 登記官	出張所 職印
通知第 号	

別記第 8 3 号 (第 1 1 8 条第 1 7 号ア関係)

表紙

第	号
土地建物登記済通知書	
市役所	令和 年 月 日
町村役場	
御 中	法務局 出張所

別記第 8 3 号 (第 1 1 8 条第 1 5 号ア関係)

表紙

第	号
土地建物登記済通知書	
市役所	平成 年 月 日
町村役場	
御 中	法務局 出張所

別記第86号（第119条第3項関係）

通知第 号
 令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
 登記官 職印

通 知 書

令和何年何月何日付け通知第何号をもって通知した建物につき、下記のとおり建物の表題部の変更の登記（又は更正の登記）をしたので、不動産登記事務取扱手続規則第119条第3項の規定により、通知します。

記

変更前の建物の不動産所在事項	変更後の建物の不動産所在事項

別記第86号（第119条第3項関係）

通知第 号
 平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
 登記官 職印

通 知 書

平成何年何月何日付け通知第何号をもって通知した建物につき、下記のとおり建物の表題部の変更の登記（又は更正の登記）をしたので、不動産登記事務取扱手続規則第119条第3項の規定により、通知します。

記

変更前の建物の不動産所在事項	変更後の建物の不動産所在事項

別記第 8 8 号 (第 1 2 3 条関係)

日記第 号
令和 年 月 日

申請人 殿

法務局 出張所
登記官 職印

告 知 書

登録免許税の課税標準の金額を次のとおり認定したので、不動産登記規則第 1 9 0 条第 1 項の規定により、告知します。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に国税通則法第 7 5 条第 1 項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛での審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第 1 1 5 条第 1 項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができますが、次の 1) から 3) までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不動産所在事項 及び不動産番号	
申告金額	
認定金額	
納付すべき 登録免許税	

別記第 8 8 号 (第 1 2 3 条関係)

日記第 号
平成 年 月 日

申請人 殿

法務局 出張所
登記官 職印

告 知 書

登録免許税の課税標準の金額を次のとおり認定したので、不動産登記規則第 1 9 0 条第 1 項の規定により、告知します。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に国税通則法第 7 5 条第 1 項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛での審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第 1 1 5 条第 1 項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができますが、次の 1) から 3) までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不動産所在事項 及び不動産番号	
申告金額	
認定金額	
納付すべき 登録免許税	

別記第89号（第124条第1項関係）

登録免許税納付用紙	
法務局 支局・出張所 御中	
(申請人の表示)	
住 所	_____
氏名又は名称	_____
(代理人の表示)	
住 所	_____
氏名又は名称	_____
(その他)	
受付年月日及び受付番号	令和 年 月 日受付第 _____ 号
納 付 金 額	_____ 円
印 紙 等 貼 付 欄	
<p>本紙は、電子申請により登記の申請をした場合において、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付するときに使用するものです。</p> <p>領収証書又は収入印紙は、割印をしないで、ここに貼り付けてください。</p>	
年 月 日	担 当

(注) 1 代理人が登記の申請をした場合には、(申請人の表示)欄の記載を省略することができます。
 2 1冊の申請で、2枚以上の登録免許税納付用紙を使用する場合には、それが分かるように、例えば、用紙を2枚使用したときは、本紙の右下に、(1/2) (2/2) の範囲内で、本紙が全体枚数のうち何枚目の用紙に当たるかを記載してください。

(/)

別記第89号（第124条第1項関係）

登録免許税納付用紙	
法務局 支局・出張所 御中	
(申請人の表示)	
住 所	_____
氏名又は名称	_____
(代理人の表示)	
住 所	_____
氏名又は名称	_____
(その他)	
受付年月日及び受付番号	平成 年 月 日受付第 _____ 号
納 付 金 額	_____ 円
印 紙 等 貼 付 欄	
<p>本紙は、電子申請により登記の申請をした場合において、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付するときに使用するものです。</p> <p>領収証書又は収入印紙は、割印をしないで、ここに貼り付けてください。</p>	
年 月 日	担 当

(注) 1 代理人が登記の申請をした場合には、(申請人の表示)欄の記載を省略することができます。
 2 1冊の申請で、2枚以上の登録免許税納付用紙を使用する場合には、それが分かるように、例えば、用紙を2枚使用したときは、本紙の右下に、(1/2) (2/2) の範囲内で、本紙が全体枚数のうち何枚目の用紙に当たるかを記載してください。

(/)

別記第90号（第125条第2項関係）

前登記証明申出書

- 1 登記の目的
- 2 登記原因及びその日付
- 3 課税標準価格
- 4 登録免許税額
- 5 登記権利者
- 6 登記義務者
- 7 債務者（注1）

共同担保である管轄外の不動産欄の不動産についての登記申請のため、上記のとおり登記を受けたことを証明願います。

令和 年 月 日

住所

申請人

管轄外の不動産（注2）

（注3）

- （注1） 登記義務者と債務者とが同一人でないときは、債務者も表示する。
（注2） 管轄外の不動産欄には、この証明書を提出する登記所の管轄区域内にある不動産の一を記載し、その他の不動産については「ほか何筆」と記載すれば足りる。
（注3） 証明文用の余白をあけておくこと。

別記第90号（第125条第2項関係）

前登記証明申出書

- 1 登記の目的
- 2 登記原因及びその日付
- 3 課税標準価格
- 4 登録免許税額
- 5 登記権利者
- 6 登記義務者
- 7 債務者（注1）

共同担保である管轄外の不動産欄の不動産についての登記申請のため、上記のとおり登記を受けたことを証明願います。

平成 年 月 日

住所

申請人

管轄外の不動産（注2）

（注3）

- （注1） 登記義務者と債務者とが同一人でないときは、債務者も表示する。
（注2） 管轄外の不動産欄には、この証明書を提出する登記所の管轄区域内にある不動産の一を記載し、その他の不動産については「ほか何筆」と記載すれば足りる。
（注3） 証明文用の余白をあけておくこと。

別記第91号（第127条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

納付不足額通知書

登録免許税法第28条第1項の規定により、通知します。

不動産所在事項			
登記の区分			
申請の受付の年月日 及び受付番号			
課税標準額	申請情報内容額	金	円
	正当額	金	円
登録免許税額	納付額	金	円
	正当額	金	円
	未納金額	金	円
申請人の氏名・住所			
納税地	(同 上)		
備考			

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

別記第91号（第127条第1項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

納付不足額通知書

登録免許税法第28条第1項の規定により、通知します。

不動産所在事項			
登記の区分			
申請の受付の年月日 及び受付番号			
課税標準額	申請情報内容額	金	円
	正当額	金	円
登録免許税額	納付額	金	円
	正当額	金	円
	未納金額	金	円
申請人の氏名・住所			
納税地	(同 上)		
備考			

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

別記第92号の2（第128条第4項関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

令和 年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長への還付の通知はできません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛での審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができますが、次の1)から3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記
登記の受付年月日、受付番号及び登記の区分

別記第92号の2（第128条第4項関係）

通知第 号
平成 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

平成 年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長への還付の通知はできません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛での審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができますが、次の1)から3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記
登記の受付年月日、受付番号及び登記の区分

別記第93号（第128条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

還付通知書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分			
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号			
還付金額	金 円		
還付原因	1 却下 2 取下 3 過誤納		
還付原因の生じた日			
納付方法 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書	銀行 郵便局 支店 税務署	
申請人の氏名・住所			
納税地	(同 上)		
還付通知の請求・申出の別・年月日	1 還付通知請求 2 還付申出	令和 年 月 日	
希望する還付場所	市 区 町 村 番地 郡	銀行 郵便局 支店 税務署 (普通・当座)口座 ()	
備考			

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

別記第93号（第128条第1項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

還付通知書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分			
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号			
還付金額	金 円		
還付原因	1 却下 2 取下 3 過誤納		
還付原因の生じた日			
納付方法 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書	銀行 郵便局 支店 税務署	
申請人の氏名・住所			
納税地	(同 上)		
還付通知の請求・申出の別・年月日	1 還付通知請求 2 還付申出	平成 年 月 日	
希望する還付場所	市 区 町 村 番地 郡	銀行 郵便局 支店 税務署 (普通・当座)口座 ()	
備考			

(注) 登記の区分欄には、当該登記の目的及び原因を、例えば、所有権移転（贈与）のように記載する。

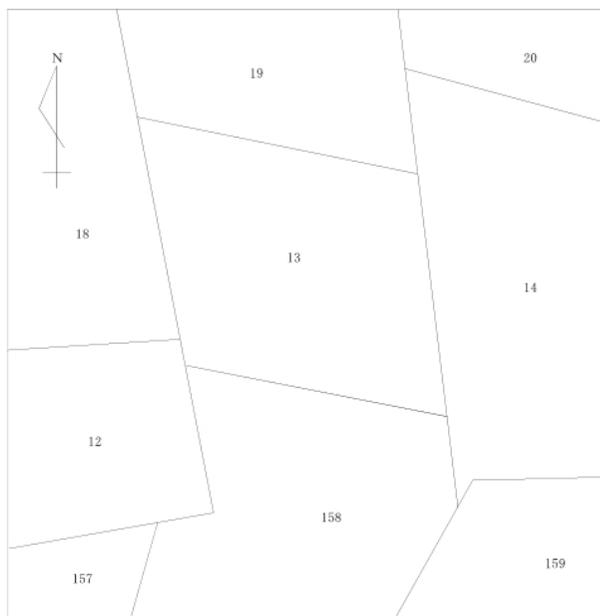
別記第94号（第129条第1項関係）

証明 年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証 書又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付年月日	令和 年 月 日	
	収納機関の名称	銀行 郵便局 支店 税務署	
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請の受付の 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり、登録免許税法第31条第3項の規定により、申出をします。 令和 年 月 日 申請人 住所 氏名 法務局 出張所 御中			

別記第94号（第129条第1項関係）

証明 年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証 書又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付年月日	平成 年 月 日	
	収納機関の名称	銀行 郵便局 支店 税務署	
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請の受付の 年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり、登録免許税法第31条第3項の規定により、申出をします。 平成 年 月 日 申請人 住所 氏名 法務局 出張所 御中			

別記第97号（第134条第3号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番	/	/	/
縮尺	1 /						

これは地図（地図に準ずる図面）の写しである。

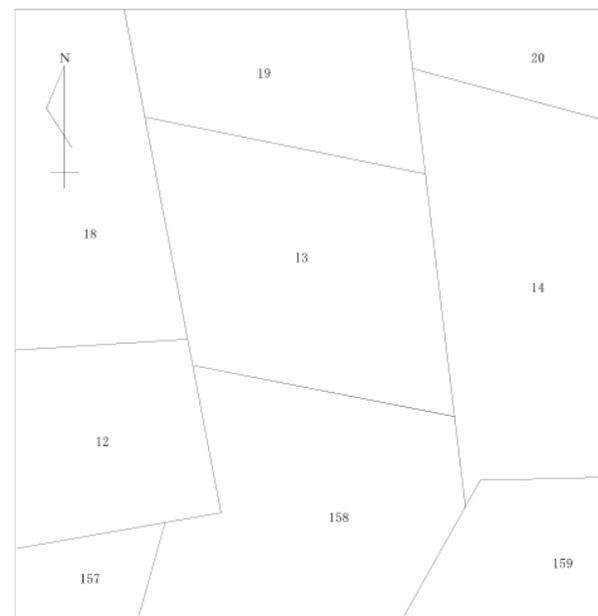
令和 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第97号（第134条第3号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番	/	/	/
縮尺	1 /						

これは地図（地図に準ずる図面）の写しである。

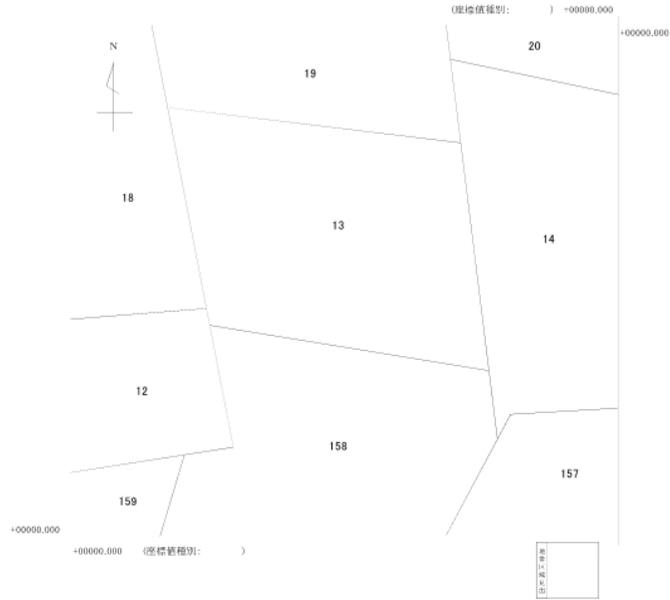
平成 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第98号(第134条第4号、第8号関係)



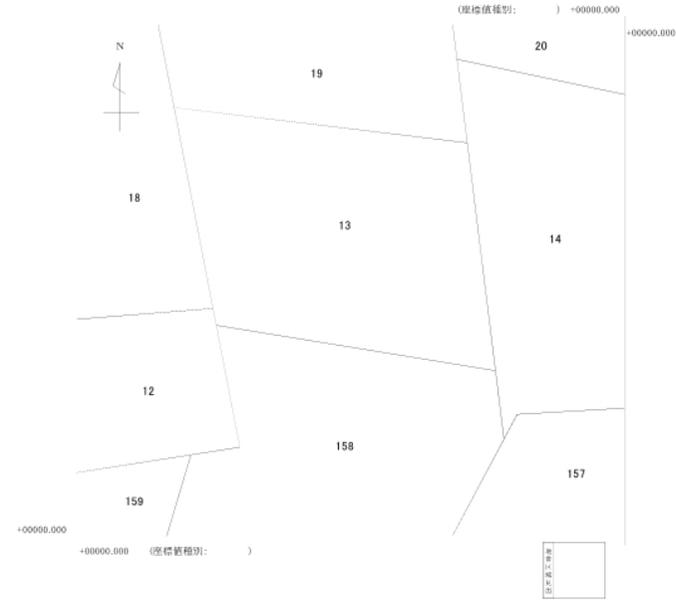
請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何				地番	13番
出力縮尺	1/	精度 K分	座標系 番号又は 記号	分類		種別	
作成年月日			備付年月日 (原因)			補記事項	

これは地図(地図に準ずる図面)に記載されている内容を証明した書面である。

令和 年 月 日
法務局 出題所
登記官

電子
公印

別記第98号(第134条第4号、第8号関係)



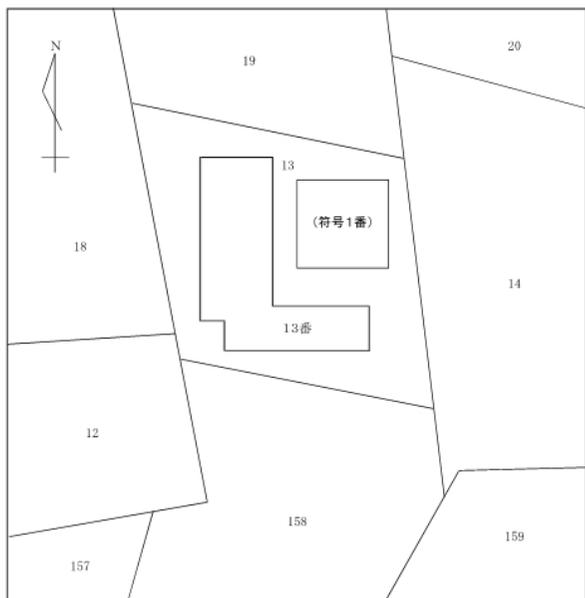
請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何				地番	13番
出力縮尺	1/	精度 K分	座標系 番号又は 記号	分類		種別	
作成年月日			備付年月日 (原因)			補記事項	

これは地図(地図に準ずる図面)に記載されている内容を証明した書面である。

正成 年 月 日
法務局 出題所
登記官

電子
公印

別記第99号（第134条第6号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何13番地	家屋番号	13番
	所在		家屋番号	
縮尺	1/500			

これは建物所在図の写しである。(これは建物所在図に記録されている内容を証明した書面である。)

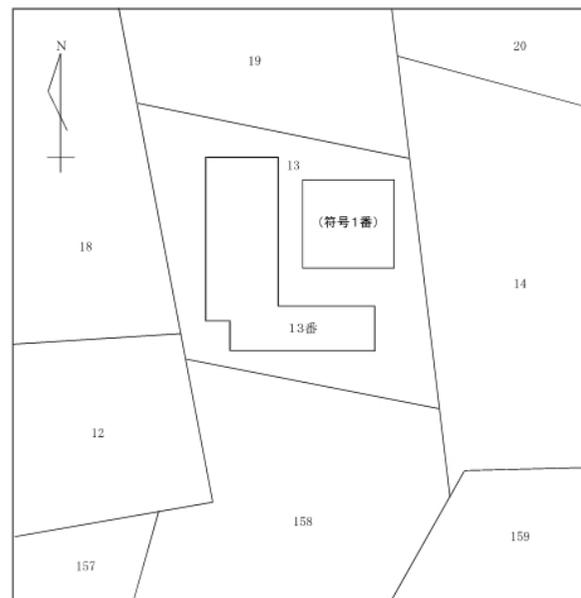
全租 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第99号（第134条第6号、第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何13番地	家屋番号	13番
	所在		家屋番号	
縮尺	1/500			

これは建物所在図の写しである。(これは建物所在図に記録されている内容を証明した書面である。)

平成 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

別記第100号（第142条第3項関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のとおり処分をしたので、通知します。

記

- 1 不動産所在事項
- 2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第100号（第142条第3項関係）

通知第 号
平成 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官 職印

通 知 書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のとおり処分をしたので、通知します。

記

- 1 不動産所在事項
- 2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第101号（第142条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のとおり処分をしたので、報告します。

記

1 不動産所在事項

2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第101号（第142条第5項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

報 告 書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のとおり処分をしたので、報告します。

記

1 不動産所在事項

2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第102号（第143条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

意見書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求については、下記のとおり理由がないと認められるので、不動産登記法第157条第2項前段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、事件を送付します。

記

- 1 不動産所在事項
- 2 理由（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第102号（第143条第1項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

意見書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求については、下記のとおり理由がないと認められるので、不動産登記法第157条第2項前段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、事件を送付します。

記

- 1 不動産所在事項
- 2 理由（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第103号（第143条第4項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

審理員 殿

法務局長 職印

送 付 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求について、不動産登記法第157条第2項後段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。

記

不動産所在事項

別記第103号（第143条第4項関係）

日記第 号
平成 年 月 日

審理員 殿

法務局長 職印

送 付 書

下記不動産の平成何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求について、不動産登記法第157条第2項後段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。

記

不動産所在事項

別記第104号（第144条第2項関係）

裁 決

住所
審査請求人

令和 年 月 日受付第 号の 登記申請（申出）事件の却下処分に関する審査請求について次のとおり裁決する。

なお、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

1. 主文
2. 事案の概要
3. 審査関係人の主張の要旨
4. 理由

令和 年 月 日

法務局長

職印

別記第104号（第144条第2項関係）

裁 決

住所
審査請求人

平成 年 月 日受付第 号の 登記申請（申出）事件の却下処分に関する審査請求について次のとおり裁決する。

なお、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

1. 主文
2. 事案の概要
3. 審査関係人の主張の要旨
4. 理由

平成 年 月 日

法務局長

職印

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第 8 1 号の 3 (郵便はがき) (第 1 1 8 条第 1 5 号関係)

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因 及 び そ の 日 付	
登 記 申 請 人 の 氏 名 住 所	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
上記のとおり登記の申請がありましたので、通知します (不動産登記規則第 1 8 3 条第 4 項)。 令和 年 月 日 法務局 出張所 登記官 職印 通知第 号	